○環境省告示第三十二号

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十六号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日　環境大臣　大塚　珠代

別表1四塩化炭素の項の前に次のように加える。

クロロエチレン	○	○	○	×	○	○

別表2四塩化炭素の項の前に次のように加える。

クロロエチレン	0.089	—

別表3四塩化炭素の項の前に次のように加える。

クロロエチレン	—	0.0053	0.053

○環境省告示第三十三号

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十七号（地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日　環境大臣　大塚　珠代

別表六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法

○環境省告示第三十四号

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十八号（土壌溶出量調査に係る測定方法）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日　環境大臣　大塚　珠代

別表六価クロム化合物の項の次に次のように加える。

クロロエチレン	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法

○東北地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市錦町雷二二四番四から同市錦町川原一九番一まで	前	二七・五〇～七六・八〇メートル	一・八一四キロメートル
	後	二七・五〇～七六・八〇メートル	一・八一四キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市小名浜住吉字冠木一番一から同市小名浜住吉字飯塚一番一まで	前	二五・八〇～四四・二〇メートル	〇・〇四七キロメートル
	後	二五・八〇～四四・九〇メートル	〇・〇四七キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	いわき市小名浜住吉字浜道五六番一から同市小名浜住吉字飯塚一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十九日

○関東地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第百三号川越都市計画道路事業三・三・四十四号川越北環状線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十九日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千二十号所沢都市計画道路事業三・三・一号飯能所沢線